

一般社団法人日本フロアボール連盟

国際大会派遣経費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本フロアボール連盟(以下「本連盟」という)が、国際大会派遣規程第2条で定める国際大会への日本代表選手団の派遣に係る遠征費用に関し定めることを目的とする。

(参加費・レフリー経費負担)

第2条 国際大会の参加費及びレフリー負担金については、次の通りとする。

- 国際大会派遣規定第2条(1)で定める世界選手権大会及びその予選大会の参加費及びレフリー負担金は本連盟が負担する。
- 上記(1)以外の国際大会の参加費及びレフリー負担金については、派遣選手が15名以上の場合、本連盟が負担する。14名以下の場合、選手負担とする。

(遠征費用)

第3条 遠征費用とは、国際大会に参加するために必要となる渡航費、滞在費、共通経費及びユニフォーム代金等をいう。

- 渡航費は飛行機代及びホテルまでの交通費
- 滞在費は宿泊代と食事代
- 共通経費は選考後から遠征の間、選手に共通にかかる練習会場や救急用具その他費用

(選手負担)

第4条 選手の遠征費用は全て選手の自己負担とする。

- 監督の遠征費用は、選手の共通経費から支出する。
- スタッフの遠征費用は、滞在費を除き、選手の共通経費から支出する。

(スタッフ負担)

第5条 スタッフは、スタッフ自身の滞在費を負担する。

(特別コーチなど)

第6条 外国人コーチ、スタッフあるいは現地採用通訳などの費用負担については、選手団に於ける協議事項とする。但し選手が19才以下の場合、選手を選手の保護者と読み替えるものとする。

(例外事項)

第7条 国際大会期間中にIFF総会等の公式会議が開催され、監督又はスタッフが本連盟を代表して出席する場合は、渡航費を本連盟が負担する。

(変更)

第8条 この規程は、本連盟役員会の決議により変更することができる。

附則 この規程は、2024年4月1日から施行する。